

株函館国際貿易センター問題調査特別委員会 委員長報告

株式会社函館国際貿易センター問題調査特別委員会から御報告申し上げます。

本委員会は、平成20年12月22日、平成20年第4回定例会において、株式会社函館国際貿易センターの不祥事の解明及び今後の課題に対する調査を目的に設置されたものでありますが、不祥事に関する事項については、「市とのかかわり」、「派遣職員」、「プール金の管理」、「派遣職員の告発内容」の4項目、今後の課題に関する事項については「市との関係のあり方」、「市職員のモラル向上策」の2項目について、11名の委員により、これまで13回にわたり開催し調査を行ってまいりました。

調査に当たっては、本委員会の設置時点で既に不祥事の報道から5カ月が経過していることや、その間の市の対応について調査するものであることを踏まえ、理事者の調査報告の時期、内容にとらわれず、本委員会が主体性を持って調査を行い、早期解明に努めることといたしました。

初めに、本委員会は、不祥事の解明のためには、理事者の見解を聞くだけではなく、参考人からの意見も聴取した上で、当該問題を検証することが必要との観点から、本委員会設置前の本会議、経済建設常任委員会および総務常任委員会における理事者見解を踏まえて、参考人からの意見聴取を行うこととし、その人選、意見を聴こうとする案件を整理したうえで、15名の参考人に出席をいただくとともに、3名の参考人からは文書にて意見を伺い、この多くの参考人からの意見聴取が、このあとの調査の進展に大きな役割を果たしました。

その後、参考人の意見と理事者のこれまでの見解との検証を行い、調査事項ごとに、問題点・課題を整理し、理事者に再確認する事項や、解明された事項を確認しました。

その上で理事者に再確認を行ったところ、

不祥事に関する事項における、

市とのかかわりについて、

社長が不祥事を知った昨年7月7日から、港湾空港部が正式にその事態を

知るのが、遅れたのはなぜなのか。

には、

センターでは港湾空港部に対して、不祥事の概要を把握してから、報告しようと考えていた。

筆頭株主としてどのように対応したのか、今後は市としてどのように関わっていくのか。

には、

センターが行った調査結果報告に基づき、関係する市職員から聞き取り調査等を実施した。

市は、第三者で構成する調査検証委員会を設置し、税理士事務所の調査および市の調査について検証させた。

税務署への調査依頼の受け止め方の違いについて

には、

税務署の調査は、センターから依頼したものではない。

市長の関与はあったのか。

には、

市長と派遣職員とは、市長から2回、派遣職員から1回電話をしているが、派遣職員に対し圧力や関与はない。

市長は税務署と接触はしていない。

市長は前専務がチャーター便に乗せてもらっていたことは知っていたが、その代金が無料であることを知ったのは、この問題が発覚してからである。

副市長の判断に誤りは無かったのか。

には、

副市長は社長として、センター内で起きた問題の解明に努め、その中で、自らが判断をし、会社としての判断が必要なものは、取締役会などで協議してきた。

市長に対しても、一定程度の報告はしてきたが、一義的にはセンター内で起きている問題であるので、取締役会などで協議・対応してきた。

事件が発覚した後の対応はなぜ後手後手になったのか。

には、

調査が進む過程で新たな事実が明らかになるなど、その状況が変化しており、その時点、時点で判断をして、事実の解明に努めたためである。

最終報告が遅れているのはなぜか。

には、

市で第三者機関である調査検証委員会を設置し、税理士事務所の調査および市の調査の検証を行ったためである。なお、その報告書は、本年2月26日付けで、本委員会に提出した。

元専務の処分については、2度の処分となっているが、昨年7月の時点では最初の処分です済ませようと考えていたのではないか。

には、

明らかになった1件に関して処分をすることで、会社としてのけじめをつけたものであり、最初の処分だけで、済ませようとは考えていなかったことを確認している。

との答弁がありました。

次に、職員派遣について、

センターからの派遣職員を引き上げた理由と根拠は。

には、

会社の業務を経験する内容の研修であったが、時間の経過とともに、会社への業務支援的な色合いが強くなり、当初の研修目的と実態に乖離が生じてきたので、研修を終了した。

派遣先職員とのコミュニケーションが不足していたのではないか。

派遣研修先の選択に問題があったのではないか。

派遣研修制度は適切に運用されていたのか。

なぜ派遣研修であったのか。

派遣職員の位置づけに矛盾があり、今後派遣のあり方について検討する必要があるのではないか。

には、

これまでの議論の中で、多数のご指摘をいただいたところであり、市の派遣研修について、現状、裁判例、国の制度などを踏まえ、基本的な考えをまとめた。今後はこの考えに基づき、派遣研修を実施したい。

との答弁がありました。

次に、プール金の管理について、

金庫に残されている548,000円は第2のプール金ではないのか。

には、

一時保管金もあり、金庫に残されている全額がプール金ということではないと確認している。

三沢税理士に依頼した際、調査項目を領収書の改ざんと海外旅費の支給などに限定した理由はなぜか。

には、

センターでは、この問題が発覚した際、当時問題となっていた領収書の改ざん、プール金の保管経過などの事実解明が先決であり、経理内容全般の調査を依頼したものである。

プール金の使途は、業務上か私的なものか。

過払い金及びプール金の使途はなにか。

には、

プール金の使途については、前専務からは、ロシア商社との交際、社内福利厚生、社員への慰労金に充てたとの申し立てがあったが、そのほとんどが証明ができず、本人も亡くなっているなど、これ以上の解明は難しいと考えている。

職員の管理監督が不十分ではなかったのか。

には、

管理監督する者として、このようなことが今後二度と起きないように努めていきたい。

前港湾空港部長の判断に誤りはなかったのか。
には、
判断に誤りはなかったと考えている。

領収書改ざん及びプール金の発覚はなぜ遅れたのか。
には、
センターの内部統制の基本部分に問題があったのではないかと考えている。

との答弁がありました。

次に、派遣職員の告発内容について、

昨年7月7日午前に派遣職員が疑問のある領収書を社長に示した際、他にも調べるように指示しながら、午後には調査不要だとしたのは矛盾があり、早急な処分にも疑問がある。

不正があった場合、公にせず何とか内部処理だけで済ませようとしていたのではないか。

には、

社長としては、派遣職員から、反面調査はできない旨の回答があったので、調査を行わなくてもよい旨、伝えた。

最初の処分で済ませ、なおかつ、本件について隠ぺいしようとしたものではない。

との答弁がありました。

また、今後の課題に関する事項では、
まず、市との関係のあり方について、

第三セクターの内部告発に対する認識について

には、

公務員の告発は、いかなる場合においても、告発をしなければならないと

するものではなく、職務上一定の裁量は許されるものと解され、このことは、第三セクターの場合であったとしても、同様である。

今後において今回の事件を教訓に社内規定は勿論のこと、崇高な理念の下、目標の達成に社内一丸となって協調精神を発揮できる体制を構築すべきである。

今後、センターが信頼を回復し、出資や形態のいかににかかわらず、きちんと業務を遂行するためにはどのような課題があるのか。市は責任を持って明らかにする必要がある。

には、

センターから、十数項目にわたる再発防止策が提示され、市としても、センターの再発防止策の実施の確認、事業内容や経営状況等の把握、定期的な点検評価、会計経理、監査体制の強化など、適時、適切な指導をしていく。

第三セクターなどの市が出資している会社、団体への監査のあり方について

には、

第三セクターへの関与のあり方という大きなフレームの中で議論していく。

との答弁がありました。

次に、市職員のモラル向上策について、

公務員としての倫理観の向上対策はどうあるべきか。

職員にモラルの欠如があったのではないか

研修職員の報奨金受領は適切だったのか。

には、

市の職員は、地方公務員法第30条に規定する「サービスの根本基準」を自覚し、常に公正な職務の執行に当たることなど、常に公務員としての高い倫理観をもち、職務を遂行しなければならない。

職員の綱紀肅正については、注意喚起、研修カリキュラムへの取り入れなどで、モラル向上を図ってきたが、前専務から現金を受領したり、プール金を保管していたことなどは、公務員としてふさわしくない不適切な行為であ

り、誠に遺憾である。

職員一人ひとりに対し、服務規律の確保をさらに徹底し、研修中における実態の把握に努めるほか、法令遵守の推進や、職員相互のチェック体制の充実などにより、公正・公平な職務執行体制の構築に努めたい。

との答弁がありました。

この後、市が設置した調査検証委員会からの報告を基にした最終報告が、本年2月26日に本委員会に提出されておりましたので、改めて説明を求め、質疑を行い、この中で調査検証委員会と市がこれまで繰り返し説明してきた第三者機関の位置づけについて指摘があったところであります。これに対し市から、これまでの議会議論等を踏まえ、総合的に判断した結果、本年6月2日に改めて最終報告が提出されたことから、これらの関係について説明を求めました。

また、本年6月4日開催の委員会の冒頭、谷澤副市長からこれまでの対応に関し、反省などを含めた発言があり、理事者に再確認が必要な事項、調査検証委員会の報告および市の最終報告と合わせて質疑を行い、委員からは、この問題に対する市の対応について次のような指摘がありました。

まず、この問題発覚直後の対応について、

対応がすべて後手になった理由として、新たな事実が明らかになるなど、状況が変化したからであると言っているが、昨年の7月以降新たな不祥事はなく、きちんと調査してから処分すべきであった。

事件発覚直後は、それまでのセンターの体制を維持し、通常業務を継続させたいとの考えがあった。

社長から市長に報告があった昨年7月10日時点で市長が適切な対応をしておらず、市長の認識にも甘さがあった。

副市長は、市長に迷惑をかけまいという気持ちだけが優先したため、行政での立場での適時、適切な指導を忘れ、市長への報告が遅れ、指示を仰ぐことができなかった。

1件をもって、前専務に対する処分をし、早急に決着を図ろうという考えがあったのではないか。

副市長には、発覚当時、情報を積極的に公表するという姿勢が感じられず、このことが、これまで問題の解明に時間を要した理由の一つである。

との指摘がありました。

さらに、この問題に関する一連の市の対応などについて、

市が総合力を発揮して対応していれば、このような結果にはならなかったのではないか。

平成19年12月時点で、当時の港湾空港部長はプール金について承知していたが、市長、副市長には伝わっていなかった。

告発した派遣職員に対する事情聴取は、センターが調査を依頼していた税理士からの報告を待つのではなく、自主的に行うべきであった。

市長の本会議での「前専務は会社にとって非常に功労があり重要な人だ」との発言に対し、他の理事者が若干の違和感を持ったため、調査が進まなかった。

センターが税理士に依頼した調査は項目を限定したものであり、全容解明に至るものではなかったため、調査検証委員会を早期に立ち上げるなど、迅速な対応をするべきであった。

センターと市のそれぞれの立場で、縦割りの対応をしてきたことが、問題を複雑にして、調査を遅らせてきた原因である。

センターの自主性を重んじるあまり、その調査結果を遠くから眺めているというような市の責任感のなさがあった。

事情聴取については派遣職員以外の関係職員は9月に入ってから、派遣職員は、センターが調査を依頼した税理士からの調査報告書が提出されてから始めた。この対応の遅れが問題解明に時間を要することとなった原因である。

市長の思い入れに他の理事者が左右されたのではないか。

訂正するのが当然な発言があったにもかかわらず、理事者からはそれを指摘した議会に説明がなく進められてきた。

副市長は、実際には市長へ報告し、指示も受けていたにもかかわらず、報告もしていない、指示も受けていないとの答弁に終始していたため、混乱を招いた。

昨年9月定例会における、市長の「一方聞いて沙汰するな」という答弁に

対し、他の理事者は一部違和感があったとのことだが、理事者の間に意思の疎通がなかったのではないか。

派遣職員の置かれている状況に対し、市として緊張感が欠如していた部分がある。

調査検証委員会からの報告では「出向職員の責任は重い」とあるが、派遣職員は派遣先で、厳しい環境に置かれていた事実があり、一概に決めつけることはできない。

副市長は派遣職員から、17件の反面調査はできないと言われたと答弁したが、当該派遣職員は、日付が新しい領収書については可能だと言っており、相違がある。

との指摘があり、

また、対応の遅れた要因や、市長の本会議答弁の整合などの様々な事項について市の最終報告に記載すべきではないかとの指摘もありました。

本委員会は、この後、市長に出席を求め、責任の所在などについて、総括的な位置づけで質疑を行い、確認を行ったところであり、これらの調査を踏まえ、本会議から付託されました調査事件について、事項ごとに、本委員会としての見解や、市から示された対応策について述べたいと思います。

まず、不祥事に関する事項のうち、市とのかかわりについてですが、前段報告しましたが、この問題に対する市の対応について、残念ながら、本委員会としてさまざまな指摘がありました。

不祥事発覚直後の取り組みに問題があったこと、本会議で前専務を擁護していると誤解を与えるような発言があったこと、市とセンターで縦割りの対応を続けてきたこと、これまでの訂正すべき答弁内容について何ら説明がなかったことなど、これらのことがこの問題の解明を長引かせ、混乱させる原因になったと言わざるを得ません。

また、議会からの告訴の必要性に対し、当初、告訴はしないとの見解を示した後、センターが告訴に踏み切るなど、この問題に対する市のかかわりがずさんであったとの指摘がありました。

次に、職員派遣についてですが、

派遣当初は、会社の業務を経験する内容の研修でありましたが、時間の経過とともに会社への業務支援の色合いが強くなり、当初の研修目的と実態に乖離が生じるとともに、研修期間が長期にわたる中で、研修と業務の棲み分けが不明確となっており、平成20年12月31日をもって、派遣研修を終了しましたが、委員会からは当該派遣研修については、法的に疑問が残るため、違法性について明確にすべきである。そのためには、第三者機関などに見解を求めるなど、市、自ら説明責任を果たすべきであるとの強い指摘がありました。

また、本来会社で賄う経費の一部が派遣職員の負担となっていた実態もあったことから、市では、今後の派遣研修について、国の民間派遣研修制度や様々な判例等を踏まえ、基本的な考え方を取りまとめ、これに基づき、派遣研修の適正かつ効果的な実施に努めるとの考えを示しました。

次に、プール金の管理についてですが、

前専務が領収書改ざんおよび出張旅費の過払いにより得た金員、いわゆるプール金について、その額は、センターの当初の調査では、領収書改ざんによるものが23件で87,000円、出張旅費の過払いによるものが28件で1,413,700円の合計1,500,700円であり、

後日、前専務に会社差損分の1,307,000円を返還させたものであります。

その後、このプール金については、市が設置した調査検証委員会の調査検証によって、出張旅費の過払いに5件、345,190円の集計漏れがあったことが判明しました。

プール金の使途については、市は当初、前専務の申し立てにより、業務上のものであるにもかかわらず、市の調査検証委員会の不正な支出はその使途に関係がなく不正である旨の報告を受け、一転して、そのすべてを不正としていますが、前専務が亡くなったことにより依然として、使途や内訳が曖昧なまま未解明となっております。

また、残ったプール金の処理については、明確な回答が得られていないことから、委員会としては、今後、センターや出資者である市の責任において、明確にしていく必要があると判断したところであります。

このプール金については、市職員3名が金員の受領などに関わっており、平成

19年12月には、職員の1名が金員を預かっていることが判明し、その返却について上司の指示はありましたが、その金員についての認識が甘く、市の上層部には報告されておりました。

市の職員が金員の受領、保管などに関わったことは、公務員として不適切な行為であり、遺憾であるとし、処分については、それぞれの行為の内容や社会に与える影響、この間、職場において置かれていた状況など総合的に斟酌した上で、本特別委員会の審議終了後、慎重かつ厳正に判断をしまいたいとの考えが示されました。

次に、派遣職員の告発内容についてですが、

調査検証委員会からは、今回の不祥事に対する派遣職員の責任は重いという報告が出されましたが、市からは、一概に決めつけることはできないとの見解が示されました。

派遣職員が、不祥事に関わって、報道機関に告発した行動は、当該職員が市の研修員であるとともに会社の統括マネージャーという微妙な立場であり、研修と会社業務の棲み分けが不明確であったこと、さらには、実質的な会社運営の中心であった前専務の考えや発言力が絶大なものであったことから、同社における役職員との狭間で、厳しい環境に置かれていたものと推察されます。

また、このようなことになった要因としては、

市は、派遣職員からの毎月の研修報告を十分確認せず、派遣先での置かれている状況の把握を怠っていた。

派遣職員に対する市の指揮命令系統が機能していなかったことが挙げられます。

委員会としては、告発は悩んだ末に選んだ最後の手段であるとともに、公務員として不正に対する高い倫理観のもとの決意を持った行動であり、当委員会の設置さらには事件の解明に大きな役割を果たしたことから、その正義感は高く評価すべきであります。

次に、今後の課題に関する事項のうち、市との関係のあり方についてですが、

まず、公務員の告発義務における理事者見解は、いかなる場合においても告発をしなければならないとするものではなく、職務上一定の裁量は許されるものと解されるとのことでしたが、委員会ではこの理事者の見解は、前段の派遣職員の

行動を踏まえれば、遵法精神に欠くものであると受け止めざるを得ないものであります。

次に、今後の貿易センターの関わりについては、市としては、センターが示した再発防止策が適正に実施されているか適時確認するほか、センターの自主性、自立性を尊重しながらも、市とセンターの連携を図り、事業内容や経営状況の把握に努めるとともに、定期的な点検評価も行い、適切な指導に努めたい。

今後、センターが一日も早く会社運営の適正化を図り、設立目的である地域の産業支援、貿易の促進等に邁進できるよう、連携を強化し、その実現に努める。との考えが示されました。

また、センターへの出資の見直しについては、

市が51%出資することによって会社の自主的な事業活動などを阻害するという面もあることから、出資割合の見直しを含め、第三セクターに対する市の関与のあり方という大きなフレームの中で検討を進めるとし、関与のあり方については、今後、議会等の意見も聞きながら、年度内には一定の方向をまとめたいとの考えが示されました。

次に市職員のモラル向上策についてですが

市からは、具体的には、

これまでも行ってきた文書等による倫理、サービスの徹底についての注意喚起を引き続き行う。

上司と部下、職員同士がこれまで以上に意思疎通を図り、法令遵守に努めるとともに、職員相互のチェック体制の強化を図る。

現在、新任研修に設けている公務員倫理のカリキュラムを他の研修においても実施する。

などに取り組み、今後、職員すべてに対し、改めて、公正に職務を遂行すべき責務を負っていることの自覚を促すとともに、市民の信頼を損ねることのないよう服務規律の確保を徹底し、公務員倫理の確立に努める旨の考えが示されました。

以上、調査の概要を申し上げましたが、その詳細につきましては委員会記録によってご承知願いたいと思います。

終わりにあたりまして、調査の総括を申し述べたいと思います。

この問題がここまで長期化したのは、不祥事の重要性に対する市の認識が欠如していたことが、大きな原因の一つではないかと考えます。

市長は、事が重大であるだけに、事実の解明と問題点の整理をし、全容解明をすることが先決であったとの発言もしておりますが、センター内部だけで整理させるのではなく、筆頭株主の立場での指導、助言など、積極的にかかわるべきであり、また、谷澤副市長は市長の指示を適時、適切に仰ぐべきであったと考えます。

本委員会の調査の中で、市長からは、

- ・ 昨年 9 月定例会での答弁について、前専務のこれまでの取り組みや、その実績等に対する思い入れが強くあったため、擁護しているとの違和感を持たせる結果となり、それが誤解を招いて、混乱する要因となり、この問題の解決に影響を与えた可能性があること
- ・ 今になって思えば、議会からの指摘を受ける前に、透明性や客観性をより一層確保するため、市の責任において第三者委員会を設置し、主体的な調査を行うなど、この問題の全容解明に積極的に意を尽くすべきであったこと
- ・ 派遣職員からの訴えを速やかに受けとめるとともに、この問題にかかわる市の対応のあり方について十分意見交換を行っていればこうした結果にはならなかったこと
- ・ センターの自主的な調査を尊重した結果、この問題の解明が遅れたこと

など、その対応についての反省の弁があり、

谷澤副市長からは、

- ・ 領収書の改ざんの 1 件の事実をもって前専務を処分したことが、不祥事を隠ぺいしようとしたのではないかの誤解を生じさせたこと
- ・ センターの自主的な調査を尊重した結果、関係職員からの詳細な聞き取り調査を行うなど、この問題の解決に向けた対応の遅れがあり、結果として市の対応が後手にならざるを得ない原因を招いてしまったこと

など、その対応についての反省の弁もありましたが、解明に向けての市の姿勢が消極的であり、不信感を持たれる対応であったと言わざるを得ません。

市長答弁につきましても、昨年 9 月定例会での答弁が、12 月定例会において訂正されるなど、一貫性を欠くとともに、前専務のこれまでの取り組みや、その

実績等に対する思い入れが強くあったとの発言につきましては、市民の利益を代表する市長の考え方として、疑問を抱くものであると考えます。

また、本委員会設置前から再三議会が前専務を告訴すべきと指摘していたにもかかわらず、センターの取締役会の決定を尊重し、市として告訴しなかったことが、急遽センターが告訴することになったことや、前専務が亡くなったことにより、解明できなかつた部分はあるにせよ、プール金の私的流用について、一部は不正であると答弁していたことが、何ら訂正もなく、不正な支出はあくまでも不正な支出であると答弁するなど、市の対応はあまりにもずさんであると言わざるを得ません。

これらの点を踏まえると、市長、谷澤副市長からは自らの責任についての言及もありましたが、反省すべき点は多々あり、責任は非常に重いものがあると言えます。

今後、市においては、本委員会からの数々の指摘を真摯に受けとめ、理事者が一体となって、公正、適正な事務の執行に取り組むとともに、センターの信頼を回復し、貿易の振興や地域の産業振興に十分機能を発揮できるよう、全力を尽くしていただきたいと存じます。

本委員会の設置以来、各委員を始め、貴重な御意見を賜った参考人の方々、理事者各位のご協力に対しまして衷心より感謝申し上げます、株式会社函館国際貿易センター問題調査特別委員会からの報告を終わります。